

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和 8 年 1 月
環境省環境再生・資源循環局
資源循環課

1. 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）においては、環境省令で定める一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定（以下「広域認定」という。）を受けることで、法の規定による一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を受けず、当該認定に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を業として行うことができることを規定している（法第 9 条の 9 及び第 15 条の 4 の 3）。

広域認定の申請に係る書類として、当該申請に係る処理を委託して行い、又は行おうとする場合は、当該処理の受託者に関する情報を事業計画に記載するよう規定しており、受託者が法人の場合は、その法人を特定するため、その名称、住所及び代表者の氏名を記載事項として掲げている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 6 条の 18 第 1 項（規則第 12 条の 12 の 13 において準用する場合を含む。））。

その受託者の情報を変更する場合は、当該変更の日から 10 日（法人であり登記事項証明書を添付すべき場合は 30 日）以内に、環境大臣に対して変更の届出を行うことを規定しているところ（規則第 6 条の 21 の 2（規則第 12 条の 12 の 13 において準用する場合を含む。））、広域認定を受けた事業者の中には、数千にも及ぶ受託者を登録している者もあり、変更の届出に係る事務処理が事業者の大きな負担になっている。

そこで、法人を特定するための情報として、法人の住所及び代表者氏名に代えて、法人格が存続する限り原則変更されない情報である法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））を記載することも可能とし、事業者の負担軽減を図るために、広域認定の申請に係る書類の記載事項等に係る所要の規則改正を行う。

併せて、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 52 号）の施行に伴う所要の規則改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 広域認定の申請に係る書類（規則第6条の18（規則第12条の12の13において準用する場合を含む。））

当該申請に係る処理を委託して行い、又は行おうとする場合であって、当該処理の受託者が法人であるときは、その住所及び代表者氏名に代えて、その法人番号を記載することも可能とする。

(2) 広域認定の認定証（規則第6条の22（規則第12条の12の13において準用する場合を含む。））

当該広域認定に係る処理を委託して行う場合であって、当該処理の受託者が法人であるときは、その名称、住所及び代表者氏名又はその名称及び法人番号を記載して交付する。

(3) その他

ア 規則第2条関係

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第37条を第37条の2とする改正がなされたため、規則において同法第37条を引用している部分を同法第37条の2へと改正する。

イ 規則第8条の19関係

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第54条第1項の認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、法第12条の3第1項の規定に基づく産業廃棄物管理票の交付を不要とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月中	パブリックコメント
令和8年3月上中旬	公布・施行（2.（3）アに係る改正）
令和8年4月1日	施行（2.（3）イに係る改正）
令和9年4月1日	施行（2.（1）及び（2）に係る改正）